

令和 7 年度むつ市社会福祉法人指導監査実施要領

令和 7 年 9 月 1 日制定

1 趣旨

この要領は、むつ市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成 25 年むつ市告示第 70 号。以下「要綱」という。）第 7 条の規定に基づき、社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する指導監査の実施に関し、必要な事項を定める。

2 指導監査の方針

指導監査は、関係法令、通知等に基づき、法人の適正な運営を期し、法人の実情を把握するとともに、法人役員等が社会福祉事業の本旨を理解し、適正な法人運営及び適正な経理処理等を行うよう指導、助言する。

3 指導監査の種類及び実施方法

- (1) 指導監査の種類は、一般指導監査及び特別指導監査とする。
- (2) 一般指導監査の実施の周期は、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号）別添の定めるところによる。
- (3) 一般指導監査は、実地において行う。ただし、感染症のまん延を防止する必要性が高い場合又は前回の指導監査において、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、実施方法等を変更することができる。
- (4) 特別指導監査は、一般指導監査の結果、特別に監査の必要があると認められる法人又は運営上特に指導を要すると認められる法人を対象に随時実施するものとし、必要に応じて速やかに 4・(4)に定める指導監査班を編成して行う。

4 指導監査の実施

- (1) 対象法人及び実施時期等
別に策定する指導監査年間計画表による。
- (2) 指導監査実施通知
法人の代表者に対し、原則として指導監査実施日の 1 か月前までに指導監査実施通知書（様式第 1 号）により通知する。
- (3) 資料の事前提出
(2)の様式第 1 号中の別紙に掲げる資料を指導監査実施日の 2 週間前までに提出させるものとする。
- (4) 指導監査班
指導監査班は、2 人以上の職員で編成する。
- (5) 一般指導監査の方法
一般指導監査は、法人関係者の出席又は立合いを求め、事前に提出を求めた書類及び

関連書類等を閲覧し、法人関係者からの聞き取り等で行う。

(6) 講評等の実施

指導監査の開始に当たって、立会者の法人関係者に対して、指導監査への理解と協力が得られるように、あらかじめ指導監査の趣旨等について説明を行う。

また、指導監査終了後、法人の関係者に対して講評を行うが、指導監査の結果、認められた問題点については、その内容及びその是正又は改善の方策等について十分説明し理解を求め、後日文書をもって通知する旨を伝え、併せて関係者からの意見、要望等を聴取する。

5 指導監査の事項

指導監査は、法人の運営管理及び経理事務等について監査し、次の事項を重点的に指導する。

(1) 法人の運営適正化の推進

ア 評議員、理事及び監事の選任の適正化

評議員、理事及び監事の選任手続を適正に行うとともに、選任に当たって必要な書類の整備について指導する。

イ 評議員会、理事会の運営の適正化

評議員会及び理事会の招集手続及び決議を適正に行うとともに、決議の内容等について記録した議事録を作成し、法定の期間備え置くよう指導する。

ウ 評議員、理事及び監事の報酬等の支給の適正化

評議員、理事及び監事に対する報酬等（旅費含む。）について、関係法令等に定める手続に従い支給するよう、また、報酬等の支給の基準の公表について指導する。

エ 監事監査の充実

理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況に対する監事監査を十分機能させ、法人運営が適正に行われるよう指導する。

オ 社会福祉充実計画の作成、推進

社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の作成に当たっての手続が適正に行われるよう、また、同計画に基づく事業の実施について指導する。

カ 情報公開の推進

関係法令等に定める事項について、インターネットの利用により公表するよう指導する。

(2) 法人の経理事務の適正化の推進

ア 経理規程の遵守

社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）のほか、関係法令等に基づく適正な会計処理のために必要な事項を定めた経理規程を遵守した経理事務を行うよう指導する。

イ 内部けん制に配慮した体制の徹底

公印管理者と預貯金通帳等管理者について明確に区分し、不正を未然に防止する体制を徹底するよう指導する。

ウ 契約手続の遵守

随意契約によることのできる場合の一般的な基準を超えているにもかかわらず競争入札に付していない、又は契約書若しくは請書を徴していないなどがないよう、適正な契約事務について指導する。

エ 国庫補助金等特別積立金の適正な計上

施設及び設備等の整備のために国又は地方公共団体等から受領した補助金等について、国庫補助金等特別積立金が計上されていない、又は減価償却の割合に応じた取崩しがされていないことがないよう、適正な計上について指導する。

オ 会計帳簿、計算書類及び附属明細書の適正な作成、整備

必要な会計帳簿、計算書類及び附属明細書等が定められた様式に従って作成されるよう、また、帳票間の整合性が図られるよう指導する。

6 指導監査結果の処理

(1) 指導監査の復命

指導監査を実施した職員は、指導監査実施後 2 週間以内に指摘事項及び問題点等の概要を復命（不祥事等については速やかに報告）するとともに、1 か月以内に法人の代表者に対し、指導監査結果通知書（様式第 2 号）により指導監査結果を通知する。

(2) 指導監査結果に対する改善報告

指導監査指摘事項是正改善報告書（様式第 3 号）の提出期限は、通知文書の施行日から 1 か月以内（特に指定した事項については 2 か月以内）とする。

(3) 指導監査結果の取りまとめ

指導監査結果を集約し、今後の指導及び指導監査に資するものとする。

7 その他

次のいずれかに該当する法人の場合又は法令違反等運営に特に大きな問題が認められる場合には、上記の規定にかかわらず、市長の判断により、随時指導監査を実施する。

(1) 特定の個人等の独断による運営が行われていると認められる法人

(2) 役員又は評議員の選任等、重要事項が未審議となっている法人

(3) 法人事業と無関係な担保提供、理由のない高額な随意契約、資金の不正な外部流出等会計処理上の大きな問題が発生していると認められる法人

(4) 自主点検表等の事前提出資料及び改善報告書において、虚偽又は著しい不正が認められる法人

(別紙)

社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について

平成29年4月27日

雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号

【抜 粋】

3 一般監査の実施の周期

- (1) 毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、以下の事項を満たす法人に対する一般監査の実施の周期については、**3箇年に1回**とする。

ア 法人の運営について、法令及び通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。

イ 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。

なお、法人に対する一般監査と施設又は事業（以下「施設等」という。）に対する監査（以下「施設監査」という。）との実施の周期が異なる場合において、これらの監査を併せて実施することが所轄庁及び法人にとって効率的かつ効果的であると認められること等特別の事情のあるときは、所轄庁の判断により、監査の実施の周期を3箇年に1回を超えない範囲で設定することができる。ただし、その場合には、法人の理解と協力が得られるよう十分に配慮するものとする。

- (2) (1)にかかわらず、(1)のア及びイに掲げる事項について問題が認められない法人において、会計監査人による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する会計監査報告等が次の各号に掲げる場合に該当する場合にあっては、所轄庁が毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般監査の実施の周期を、各号に掲げる周期まで延長することができる。

ア 法第36条第2項及び法第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 **5箇年に1回**

イ 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。以下同じ。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に、「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合 **5箇年に1回**

ウ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として別に定めるものが提出された場合 4箇年に1回

- (3) (1)にかかわらず、(1)のア及びイに掲げる事項について問題が認められない法人のうち(2)に掲げる場合に該当しない法人において、苦情解決への取組が適切に行われ、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当する場合にあっては、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると所轄庁が判断するときは、一般監査の実施の周期を4箇年に1回まで延長することができる。

ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）又はISO9001の認証取得施設を有していること。

イ 地域社会に開かれた事業運営が行われていること（例えば、福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われていること等。）。

ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

- (4) 新たに設立された法人に対する一般監査については、設立年度又は次年度において、当該法人の設立後速やかに実施する。
- (5) 法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、実施計画にかかわらず、必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応する。